

中部運輸局自動車交通部

令和2年9月7日 14時00分発表

連絡先：

中部運輸局 自動車交通部

自動車監査官 奥田、平岩

TEL 052-952-8038

中部運輸局 福井運輸支局

輸送・監査担当 江口、小坂井

TEL 0776-34-1602

同時発表：福井県政記者クラブ

乗合バス事業者を車両使用停止処分

中部運輸局は、下記事業者に対し車両使用停止処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者名：京福バス株式会社（取締役社長 天谷 幸弘）

住所：福井県福井市日之出5丁目3-30

営業所：坂井営業所（福井県あわら市国影36字106番地）

2. 行政処分等の概要

処分日：令和2年9月7日 60日車（2両×30日間）

処分内容：事業用自動車の車両使用停止

3. 監査端緒

当該事業者から、「令和元年12月3日、自動車検査証の有効期限が切れたバス車両1両を運行させた」との報告を受け、当該事業者の坂井営業所に対し、監査を実施した結果、記4のとおり違反事実を確認。

4. 監査結果（法令違反内容及び違反条項）

監査の結果、以下の法令違反を確認。

①自動車検査証の有効期間が満了している事業用自動車を運行していた。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第45条）

（道路運送車両法第58条第1項）

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数 6点

当該事業者の累積違反点数 6点